

不在者投票の管理に当たっての注意点

注意点①：適正な投票事務の徹底

不在者投票の管理に当たっては、「自由」・「公正」・「平等」を大原則とし、投票の秘密保持を期し、選挙人を威圧したり、特定の候補者への投票を誘導したりしたと疑われるようなことのないようにしてください。

また、同一の建物内又は敷地内に複数の指定施設ある場合（特別養護老人ホームと地域密着型特別養護老人ホームがある場合等）は、指定施設ごとに投票時間を分けて実施するなどし、投票が混同しないようにしてください。

注意点②：外部立会人制度の活用

不在者投票管理者は、市区町村選挙管理委員会が選定した者を立ち会わせること（外部立会人）その他の方法によって、不在者投票の公正な実施に努めなければならない旨の努力義務があります。

不在者投票をよりいっそう公正に実施するため、不在者投票立会人には市区町村の選挙管理委員会が選定した者等の施設職員以外の第三者を選任するようお願いいたします。

注意点③：法令遵守

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることについて罰則をもって禁止されています。

不在者投票管理者、不在者投票の立会人、代理投票の補助者については、選挙権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪等の罰則がありますので法令遵守を徹底し、公正適確に事務を処理してください。

なお、代理投票の場合は、選挙人のほかに、補助者2名、立会人及び不在者投票管理者の計4名が最低必要です。

注意点④：円滑な投票事務の実現

不在者投票をする場合は、あらかじめ、事務処理方法、事務の分担等の計画を立て、立会人や事務の補助を行う人を選任し、関係者での打合せを行うなど、不在者投票が円滑に実施できるよう配慮してください。

- 不在者投票事務の手続については、お手元の「不在者投票の手引き」（県選管作成分）を参照ください。
- 経費については、投票者1人当たり1,073円（単価）※です。本県への請求書の様式（様式12、13、14）を送付しますので、ご使用ください。
- なお、当該請求書の様式は、熊本県ホームページにも掲載しています。

※ 投票用紙等を請求したものの、実際には投票しなかった人は、請求の対象外です。複数の選挙が同時に行われる場合や投票を同時に行った場合に請求できるのは、1人につき1,073円です。

※ 選挙期日の告示日以降、熊本県ホームページに候補者情報等を掲載しますので、そちらもご参照ください。